

平成26年（行ウ）第8号、平成27年（行ウ）第1号

原告 原告1－1ほか

被告 国ほか

準備書面（5）

平成27年9月7日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井 戸 謙 一

ほか18名

【目次】

| | |
|---|--------|
| 第1 情報の隠匿の違法について（訴状請求原因第3の1） | - 2 - |
| 1 法令等について | - 2 - |
| 2 被告国及び被告福島県の公務員の職務上の義務 | - 6 - |
| 3 事実経過 | - 8 - |
| 4 義務違反の内容 | - 12 - |
| 5 求釈明 | - 13 - |
| 第2 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法について（訴状請求原因第3の2） | - 15 - |
| 1 法令の定め | - 15 - |
| 2 事実の経緯 | - 17 - |
| 3 被告国及び被告福島県の公務員の職務違反行為 | - 20 - |
| 第3 児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法について（訴状請求原因第3の3） | - 25 - |
| 1 4月19日通知（甲B第2号証）が強制力を持つものであること | - 25 - |
| 2 通知の法的根拠 | - 25 - |
| 3 4月19日通知の内容 | - 26 - |

| | | |
|----|--|--------|
| 4 | 8月26日通知の内容（甲C第37号証） | - 27 - |
| 5 | 国会事故調の指摘 | - 27 - |
| 6 | 4月19日通知の社会問題化 | - 29 - |
| 7 | 通知の違法性 | - 29 - |
| 8 | 公務員の職務行為義務違反の事実 | - 30 - |
| 9 | 求釈明（被告福島県に対し） | - 31 - |
| 第4 | 子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法について（訴状請求原因第3の4） | - 32 - |
| 1 | 防災指針、防災計画の定め | - 32 - |
| 2 | 防災指針、防災計画の違法性 | - 32 - |
| 3 | 子ども原告らの被害 | - 32 - |
| 第5 | アドバイザー山下俊一の発言問題について（訴状請求原因第4） | - 33 - |
| 1 | 原発事故直後、山下アドバイザーが自ら福島県に出向いた理由 | - 33 - |
| 2 | 山下アドバイザー発言の問題点1（総論） | - 36 - |
| 3 | 山下アドバイザー発言の問題点2（リスク評価） | - 40 - |
| 4 | 山下アドバイザー発言の問題点3（リスク管理） | - 46 - |
| 5 | 小括 | - 48 - |
| 6 | 法律関係について | - 49 - |
| 7 | 小括 | - 52 - |

【本文】

本準備書面においては、国家賠償請求において、被告国及び被告福島県からの釈明に答えるとともに、原告らの主張を敷衍する。

第1 情報の隠匿の違法について（訴状請求原因第3の1）

1 法令等について

(1) 福島第一原発事故当時の原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）

ア 原災法は、原子力災害から国民の生命、身体および財産を保護する

ことを目的として（同法第1条）、国に対しては、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態応急対策の実施のために必要な措置等を講ずることにより、原子力災害についての災害対策基本法第3条第1項の責務、すなわち、国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を怠る責務を遂行しなければならないと定め（同法第4条第1項）、地方公共団体に対しては、緊急事態応急対策等の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条1項及び第5条1項の責務、すなわち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該地域にかかる防災に関する計画を作成し、これを実施する責務を遂行しなければならないと定めている（同法第5条）。

イ 原子力緊急事態が発生したとき、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発する（同法第15条第2項）とともに、直ちに、市町村長及び都道府県知事に対し、緊急事態応急対策に関する事項を指示する（同条3項）ほか、内閣府に原子力災害対策本部を設置し（同法第16条第1項）、自らがその長となる（同法第17条第1項）。原子力災害対策本部長は、緊急事態応急対策実施区域における指定行政機関の長、地方公共団体の長らが実施する緊急事態応急対策の総合調整（同法第18条第1号）のほか、緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するための地方公共団体の長等への指示等ができる（同法第20条第3項）ほか、必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態応急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求めることができる（同条第6項）。

また、原災法第2条第8号の「指定行政機関」には、各省のほか、原子力安全・保安院がこれに当たる（災害対策基本法第2条第3項、国家行政組織法第3条第2項、平成21年8月28日内閣府告示第344号）ところ、指定行政機関の長は、原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、法令、防災計画等の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければな

らない（原災法第26条第2項）。

ウ 「緊急事態応急対策」とは、「原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策」をいい（同法第2条第5号）、地方公共団体の長等は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない（同法第26条第2項）。そして、緊急事態応急対策には、「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項」（同法第26条第1項第1号）「放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項」（同法第26条第1項第2号）が含まれているところ、放射線量もしくは放射性物質の拡散状況の情報收拾及び拡散状況等の推定ないし予測に関する情報は、周辺住民が安全な地域に避難し、身の安全を確保するために欠くことのできないものであるから、それらの情報が、原災法26条第1項1号にいう「原子力災害に関する情報」に該当することは論をまたない。

エ ところで、災害対策基本法11条に基づき中央防災会議が作成する防災基本計画（平成24年9月の修正前のもの、以下同じ）によると、指定行政機関である文科省は、原子力災害対策において、経産省及び国土省とともに安全規制担当省庁と位置付けられ（防災基本計画第11編第1章第1節第3段落）、SPEEDIネットワークシステムを平常時から適切に整備、維持し（同第1章第5節1(4)第5段落）、(9)第1段落）、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象—同第1章第5節1(1)第5段落参照）発生の通報を受けた場合、直ちに、SPEEDIネットワークシステムを緊急モードとして放射能影響予測等を実施し、安全規制担当省庁、関係都道府県の端末に転送するとともに、関係省庁の迅速な応急対策の実施に資するため、予測結果を関係省庁に伝達する義務が課されていた（同第11編第2章第1節2(3)第10段落）。また、文科省には、平常時から、現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び機器の動員体制を整備、

維持することが求められ（同第11編第1章第5節1(10)第2段落）、特定事象発生後は、現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し、地方公共団体の行う緊急時モニタリング活動を支援する義務が課されていた（同第11編第2章第1節2(3)第6段落）。また、この他、すべての指定行政機関には、原子力災害の状況、安否情報等、周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供することが義務付けられていた（同第11編第2章第2節6(1)第1段落）。

(2) 防災指針による周辺住民への情報提供に関する定め

福島第一原発事故当時、原子力安全委員会が定めていた「原子力施設等の防災対策について」（以下「防災指針」という）は、第2章2-4「周辺住民等への情報提供」の項に「緊急時においては、オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）で情報の集約や整理を行い、周辺住民、報道関係者等に的確に情報を提供することが必要である。」と定めている。

(3) 福島県地域防災計画・原子力災害対策編における住民等への情報提供に関する定め

被告福島県は、福島第一原発事故当時、災害対策基本法及び原災法にもとづいて定めていた福島県地域防災計画・原子力災害対策編（以下「地域防災計画」という）に、次のような住民等への広報の項目を定めていた（地域防災計画第3・4）。

「県〔県民安全総室、知事公室〕は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行うものとする。」（同計画第3・4(1)ア）

「県は、役割に応じて周辺地域の住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、周辺地域の住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。」（同計画第3・4(1)アウ）

(4) 緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）

緊急時迅速放射線影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という）は原子力施設から外部へ放射線物質が放出される事故が生じた際に、放出源情報及び気象予測等をもとに、周辺環境における放射性物質の拡散状況や住民の被ばく線量等を予測計算し、その結果を主に地図上に図形として表示するシステムである。計算結果は、地図上に図形で表示され、文科省、保安院 ERC、安全委員会、立地県庁、オフサイトセンター等に設置された端末で閲覧できる（甲C第11号証・412ページ）。防災指針第2章・2-6「諸施設の整備」では、SPEEDIについて「気象情報と放出源情報を入力することによって、迅速に放射能の影響が予測できる緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（略）、原子力事業者から送られる施設の運転情報等をもとに、施設の状態予測等を行う緊急時対策支援システム（略）等の整備を進めることが重要である。」（防災指針第2章2-6「諸設備の整備」（5））とされており、SPEEDIは防災指針上、重要な位置付けを与えられてきた。

(5) 緊急時モニタリング指針

原子力安全委員会は、平常時の環境放射線モニタリング及び災害対策基本法及び原災法にもとづく防災対策の一環としての緊急時における環境放射線モニタリングについての指針として「環境放射線モニタリング指針」（平成20年3月27日原子力安全委員会、以下「緊急時モニタリング指針」という）を定めていた。これによると、緊急時には、防護対策の決定に当たって、先ず計算により周辺環境の予測される放射性物質の濃度及び周辺住民等の予測線量等を推定し、さらに、モニタリング結果により、実際の放射性物質の濃度及び線量の評価を行うものとされ、周辺環境の予測される放射性物質の濃度、予測線量等の情報を得るための計算方法として、~~のうち~~、緊急時モニタリングについては、SPEEDIの利用が予定されていた（同指針第4章4-4）。

2 被告国及び被告福島県の公務員の職務上の義務

(1) 被告国について

ア 以上の法令等の定めにより、原子力災害対策本部長は、原子力災害

から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として緊急事態
応急対策の実施のために必要な措置をとるべき義務を負っているところ、
前記必要な措置の一環として、健康被害のリスクが否定できない
程度の被ばくの可能性がある地域住民に対する関係で、空間線量のデー
ータをできる限り正確かつ速やかに収集してこれを告知すべき職務上
の義務があり、その具体的措置として、放射性物質の拡散方向を予測
し、避難すべき方向や経路を判断する上で必要不可欠な情報なSPEEDI
による計算結果を速やかに公表すべき職務上の義務があったというべ
きである。この点は、原子力災害対策本部長を補助する職員について
も同様である。

イ 文科大臣は、健康被害のリスクが否定できない程度の被ばくの可能
性のある地域住民に対する関係で、指定行政機関の長として、防災基
本計画で「安全規制担当省庁」と位置付けられた文科省が責任を負う
事項を適確に実施する職務上の義務があり、緊急時モニタリング及び
SPEEDIによる放射線影響予測を適確に実施し、得られた情報を
関係地方自治体や関係住民に適切に提供する職務上の義務があった。
この点は、文科大臣の補助職員についても同様である。

ウ 原子力安全・保安院長は、健康被害のリスクが否定できない程度の
被ばくの可能性がある地域住民に対する関係で、指定行政機関の長と
して、原子力災害の状況、安否情報等、周辺住民に役立つ正確かつき
め細かな情報を適切に提供する職務上の義務があった。この点は、原
子力安全・保安院の補助職員についても同様である。

(2) 被告福島県について

福島県知事は、健康被害のリスクが否定できない程度の被ばくの可能
性のある地域住民に対する関係で、原災法及び地域防災計画に基づき、
前記 1. (3) 記載のとおり、「放射性物質及び放射線による影響は五感に
感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住
民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をでき
るかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速
に行」い、かつ「周辺地域の住民等のニーズを十分把握し、原子力災

害の状況、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、周辺地域の住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供すべき職務上の義務があった。この点は、被告福島県の補助職員についても同様である。

3 事実経過

(1) 3月11日以降の緊急モニタリングの状況及びモニタリング結果の公表状況の概要

政府事故調中間報告書によれば、3月11日の福島第一原発発生以降実施されたモニタリングの状況とその結果の公表状況は概ね以下の通りとされている。

ア 3月11日に発生した地震及びその後の津波により、福島県が県内に設置した24台のモニタリングポストのうち、大野局を除く23台のモニタリングポストが使用できなくなった。また、地震の影響により、原子力センターに設置されていた4台のゲルマニウム半導体検出器のうち、2台が使用不能となった。

イ そこで、福島県は3月12日早朝からモニタリングカーによるモニタリングを開始した。他方、文部科学省は12日夕方以降、オフサイトセンターへのモニタリングカーの派遣を決定し、支援要員は13日11時20分頃、同センターへ到着した。

ウ 3月13日以降、福島県と国が派遣した職員が一体となり、原子力センター職員が策定し、国の現地対策本部が了承したモニタリング計画に基づき、モニタリングカーを用いて、空間線量率の測定、大気浮遊塵、環境試料及び土壌の採取等のモニタリング活動を行った。また、採取されたサンプル等は、原子力センターに置かれた2台のゲルマニウム半導体検出器等を用いて分析し、結果は隣接するオフサイトセンターに置かれた国の現地対策本部に報告された。現地対策本部は、3月12日以降、モニタリングカー等を用いて収集したモニタリングデータを原災本部事務局が置かれたERC（原子力安全・保安院緊急時対応センター）にFAXで送付していた（以上、甲C第12号証249～250ページ）。

エ 前記のモニタリングの結果により、①3月12日8時39分から49分に浪江町において採取した大気浮遊塵、②同日13時20分から35分に南相馬市において採取した大気浮遊塵等から、放射性を有するヨウ素131、ヨウ素132、セシウム137、テルル132等の核種が検出された。しかし、原災本部事務局は、この3月11日から15日までの間のモニタリング結果の大部分を直ちに公表せず、6月3日になって初めて全貌を公表した（甲C第13号証355ページ）。

この点につき、政府事故調中間報告書は、「政府には、得られたデータを速やかに公表しようとする姿勢が欠けており、公表する場合でも、一部を断片的に示しただけであった。」と評価している。（甲C第13号証479ページ）

オ これとは別に、文科省は、平成23年3月13日から浪江町の放射線量を、海側と山側をモニタリングカーで計測したが、その結果を浪江町に伝達していなかった。この事実は、平成24年7月10日の参議院予算委員会で初めて明らかになった。また、文科省は、平成24年3月17日以降、浪江町山間部の赤宇木地区でモニタリングを実施し、毎時158～1700マイクロシーベルトという高線量であることを把握しながら、同年4月10日まで具体的な地名を公表しなかった。

カ これとは別に、被告福島県は、3月13日までに避難区域境界などの8カ所にモニタリングポストを設置し、その測定結果を14日から定期的に公表した（甲C第16号証）。これが、甲D第2号証のモニタリング結果である。被告福島県は、高線量が記録されても（例えば、3月15日午後7時には、福島市で通常の478倍に当たる毎時23.88マイクロシーベルトが記録された。甲C第17号証）、「いずれの市町における測定結果も、健康に影響を与える範囲ではない」（甲C第17号証3月16日付福島民報）、「健康に影響を与える数値ではない」（甲C第18号証3月17日付同紙）などとコメントし、被ばくの危険性について、県民に正確な情報を提供しなかった。

(2) スピーディ情報の隠ぺい問題

ア 3月11日16時40分、文部科学省は、SPEEDIを管理する原子力安全

技術センターに対し、SPEEDI システムの緊急時モードへの切替えを指示した。これを受け、同センターは、同日 16 時 49 分、SPEEDI を緊急時モードへ切り替えるとともに、安全委員会作成の「環境放射線モニタリング指針」に基づき、福島第一原発から 1Bq/h の放射性物質の放出があったと仮定し（単位量放出）、同日 16 時以降の気象データ等を用いて 1 時間毎の放射性物質の拡散予測を行う 計算（定時計算）を開始した（甲 C12・259 ページ）。原子力安全技術センターは、文部科学省の指示により、単位量放出を仮定した定時計算の予測結果を、同省、ERC、安全委員会、オフサイトセンター、福島県 庁及び JAEA に送付した。

イ 前記の単位量放出を仮定した定時計算とは別に、3 月 11 日から 15 日にかけて、文部科学省、保安院及び安全委員会は、福島第一原発からの放射性物質の流出による影響を予測するため、単位量放出(1Bq/h の放出を仮定)以外の様々な仮定の数値を放出源情報として SPEEDI に入力し、予測計算を行った。文部科学省は、3 月 12 日から 16 日にかけて、様々な放出源情報を仮定した 38 件の SPEEDI 計算を行い、計算結果を文部科学省非常災害対策センター (EOC) 内部で共有するとともに、一部の計算結果を ERC 及び安全委員会に送付した（同 260 ページ）。

ウ しかし、これらの SPEEDI 計算結果は速やかに公表されず、後記の通り、その送付を受けていた被告福島県においてもメールの削除により情報が失われたため、各自治体において避難の方向を判断するために用いられることはなかった。SPEEDI の計算結果については事故直後から報道関係者などから公表を求められていたが、政府内で公表について検討を始めたのは 3 月 16 日以降のことであり（同 261 ページ以下）、枝野官房長官が SPEEDI の計算結果をすべて公表するように関係部署に指示したのは 4 月 25 日であった（甲 C 第 11 号証 422 ページ）。

エ なお、3 月 11 日から行われた SPEEDI を用いた計算結果は、放出源情報が得られないままに仮定条件のもとで計算されたものではあったが、その計算結果は、放射性物質の拡散方向や相対的分布量を予測するも

のであることから、少なくとも、避難の方向を判断するためには有用なものであった（甲C第12号証259ページ）。政府事故調中間報告書は、SPEEDI計算が速やかに公表されず、周辺自治体にも情報が伝達されなかったため、避難の方向を判断するために活用されなかったことの問題性を、次のように指摘している。

「SPEEDIは、地域住民の放射線被ばく防止と避難の対応をする上で重要な役割を担っている。しかし、事故発生後数次にわたって避難指示が出された際、SPEEDIが活用されることはなかった。これらの避難指示の内容は、つまるところ『とにかく指示範囲の外へ逃げよ。』と言っているのみで、住民は、どの方向にどの程度避難すれば安全なのか分からないまま、各市町村長の手探りの判断に従うほかなかった。しかし、放出源情報が得られない状態でも、SPEEDIにより単位量放出を仮定した予測結果を得ることは可能であり、現に得ていたのであるから、仮に単位量放出予測の情報が提供されていれば、各地方自治体及び住民は、道路事情に精通した地元ならではの判断で、より適切な避難経路や避難方向を選ぶことができたであろう」（甲C第14号証480～481ページ）。

オ 被告福島県県庁内に設置されていたSPEEDI端末は震災直後から受信不可能となった。このため、原子力安全技術センターは被告福島県への計算結果を電子メールで送信した。ところが、被告福島県災害対策本部では、原子力安全技術センターから3月12日23時から3月16日9時45分までの間に受信したSPEEDI計算結果を添付した電子メール計86通のうち、65通のデータを情報共有することなく削除した。そしてその余のデータについても周辺自治体や住民に情報を伝達することがなかった（甲C第15号証）。このことにより、各自治体においてはSPEEDIの計算結果にもとづいて放射性物質の拡散方向について予測することができないまま手探りの状態で避難せざるを得ず、その結果として県内子ども原告らは被ばくを避ける機会を奪われた。

(3) アメリカの放射線実測図の放置問題

ア 平成23年3月17～19日、アメリカエネルギー省は、米軍機2機に

地上の放射線量の分布を電子地図に表示する空中測定システム（AMS）を搭載し、福島第一原発から半径45キロの地域の線量を計測した。その結果、測定範囲の線量が判明し、とりわけ、福島第一原発の北西方向に極めて高線量の地域が広がっていることが判明した。（甲C 21、22）

イ 測定結果を基に作成された汚染地図は、3月18日と20日の2回にわたって、在日米大使館経由で、外務省に電子メールで提供され、外務省は、このデータを原子力安全・保安院と文科省にそれぞれ転送した。ところが、文科省も原子力安全・保安院も、このデータを公表せず、首相官邸や原子力安全委員会にも伝えなかった。（甲C第11号証、同12号証）

4 義務違反の内容

(1) 被告国

ア 原子力災害対策本部長及びその補助職員、文科大臣及びその補助職員は、上記職務上の義務に違反し、平成23年3月13日以降に行われたモニタリングカーによる測定の結果の大部分を6月3日まで関係地方公共団体や住民に公表しないで隠ぺい、あるいは、少なくとも怠った。

イ 文科大臣及びその補助職員は、上記職務上の義務に違反し、

(ア) 平成23年3月13日に測定した浪江町の放射線量を浪江町や関係住民に提供しないで隠ぺいし、あるいは、少なくとも提供を怠った。

(イ) 平成24年3月17日以降、浪江町赤宇木地区のモニタリングにより、同地区の放射線量が極めて高線量であることを把握しながら、浪江町及び関係住民に速やかに提供せず、同年4月10日まで高線量を記録した地名を明らかにすることを怠った。

(ウ) 3月12日から16日にかけてSPEEDIによる38件の計算結果を入手しながら、これについて、原子力安全技術センターに対して被告福島県に対する送付を指示したのみで、それ以上、関係地方公

共同体や関係住民に提供せずに隠ぺいし、あるいは、少なくとも提供を怠った。

ウ 文科大臣及びその補助職員、原子力安全・保安院長及びその補助職員は、上記職務上の義務に違反し、アメリカから福島第一原発から4.5kmの範囲における放射線実測図のデータの提供を受けながら、これを関係地方公共団体や関係住民に提供せずに隠ぺいし、あるいは、少なくとも怠った。

(2) 被告福島県

ア 福島県知事及びその補助職員は、上記職務上の義務に違反し、平成23年3月13日以降に行われたモニタリングカーによる測定の結果の大部分を6月3日まで関係地方公共団体や住民に公表しないで隠ぺいし、あるいは、少なくとも怠った。

イ 福島県知事及びその補助職員は、上記職務上の義務に違反し、県内8か所のモニタリングポストの値を公表するに際し、放射線の危険性についての正確な情報を県民に提供することを怠った。

ウ 福島県知事及びその補助職員は、上記職務上の義務に違反し、原子力安全技術センターからSPEEDIの計算データの提供を受けながら、これを関係地方公共団体及び関係住民に提供しなかったどころか、その大部分を削除して隠ぺいし、あるいは、少なくとも重大な過失により情報を失わせた。

(3) 被告国及び被告福島県の公務員による上記の各職務上の義務違反行為により、事故直後の3月13日以降、訴状35ページに記載したような危険な高線量が福島県内各地で観測されていたにもかかわらず、子ども原告らやその保護者らはこれを知ることができず、被ばくを避ける機会を奪われたのである。

5 求釈明

福島第一原発事故直後において、被告国や被告福島県がどのようにモニタリングを実施し、どのような情報を得ていたかについて、未だに十分解明されていない。例えば、3月12日の夜、浪江町津島地区の菅野みずえ

さんに対し、防護服の男二人が、「なんでこんな所にいるんだ！ 頼む、逃げてくれ」「放射性物質が拡散しているんだ。」と言ったというのは膾炙した事実であるが、この防護服の男二人は誰であったのか。モニタリング作業に従事していた環境省の職員であるという説もあるが、確定的なものではない。

そこで、被告国及び被告福島県に対し、次のとおり釈明を求める。

(1) 被告国及び被告福島県に対する求釈明事項

3月11日以降に、被告国現地対策本部と被告福島県災害対策本部が行ったモニタリングの実施状況及びモニタリング結果の公表状況について、次の事項を明らかにされたい。

ア 政府事故調中間報告書（甲C第11号証）249ページに記載されている「原子力センター職員が策定し、国の現地対策本部が了承したモニタリング計画」の内容を明らかにされたい。

イ 前記モニタリング計画にもとづいて3月11日以降に行われたモニタリングの実施状況（手段、モニタリングの日時、場所）とその結果（測定結果及び分析結果）を明らかにされたい。

ウ 前記モニタリングの結果情報の取扱い状況（伝達先、伝達方法、公表の有無ならびに公表されている場合の公表日時と公表の態様）を明らかにされたい。

エ その他、平成23年3月11日から3月末日までに関係機関が行ったモニタリングの全貌を明らかにされたい。

(2) 被告国に対する求釈明

訴状で「県北、県中、いわき、会津、南会津における3月11日、12日のデータは存在しない」（訴状35ページ）と指摘した点について、被告福島県は「平成23年3月11日～12日にかけて、県北、県中、いわき、会津、南会津地区について放射線量のデータがほとんどないことは認め」る旨答弁している（被告福島県平成27年5月29日付準備書面（2））。他方、被告国はこの点に関し、前記の訴状における原告らの主張内容を否認し、「少なくとも、福島市における放射線量の測定データは存する」旨主張しており（被告国の平成27年5月8日付答弁書（平成26年（行ウ）

第 8 号事件) 11 ページ)、被告福島県と同国とでは、3 月 11 日、12 日の福島県内の放射線量の測定データの存否についての認識が明らかに食い違っている。そこで、測定データが存在する旨主張している被告国に対し、次の事項を明らかにするように釈明を求める。

ア 3 月 11 日、12 日に、福島県内で測定された放射線量のデータの有無
イ 上記のデータが存在する場合、そのデータの詳細、すなわち存在する測定データのすべてについて下記の事項を具体的に明らかにし、かつそれらのデータを書証として提出されたい。

- ① 測定日時・場所
- ② 測定されたデータの内容 (数値・測定方法の詳細)
- ③ 測定した行政機関の名、またその測定に携わった職員の氏名、所属部署及び官職
- ④ 当該データの公表・情報伝達の有無。公表もしくは他の行政機関等に伝達されている場合はその公表もしくは伝達先、公表もしくは伝達の方法手段

第 2 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法について (訴状請求原因第 3 の 2)

1 法令の定め

(1) 原災法

ア 原災法の仕組みは、第 1 の 1 で述べたとおりである。そして、同法第 2 6 条第 2 項が定める「緊急事態応急対策」には、「被災者の救難、救助その他保護に関する事項」が含まれる (同法第 2 6 条第 1 項第 3 号) ところ、「放射線曝露による甲状腺被害」を防止する効果があることが科学的に立証されている「安定ヨウ素剤」の配布、投与指示の措置は「被災者の保護に関する事項」に含まれる。

イ 福島第一原発事故当時、原子力安全委員会は、「原子力施設等の防災対策について」(甲 A 第 33 号証、以下「防災指針」という。)を策定していた。これは、国、地方公共団体、事業者が原子力防災に係る計画を策定する際、緊急時における防護対策を実施する際等の指針として

原子力安全委員会が防災対策に係る専門的・技術的事項についてとりまとめたものである。これによると、安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標として、「性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルト」が提案されていた（23頁）。また、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、安定ヨウ素剤の予防服用について指導、助言又は指示するものとされ、地方公共団体は、防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、正に服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時機の指示、その他の必要な指示を講じるものとするとして定められていた（35頁）。

ウ 都道府県地域防災計画は、災害対策基本法第40条に基づき、都道府県防災会議が作成するものであるが、福島第一原発事故当時の「福島県地域防災計画原子力災害対策編」（平成21年度修正）（甲A第34号証、以下「福島県地域防災計画」という。）によると、福島県防災会議は、防災指針を踏まえ、「安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出またはその恐れがある場合には、直ちに服用対象者が安定ヨウ素剤を服用できるよう準備を行うものとする」（66頁）と定めるとともに、「住民等の放射線防護のため、国の原子力災害対策本部より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示があった場合又は知事の判断により、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。」（67頁）と定め、安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標については、防災指針に基づき、「性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルト」（67頁）と定めていた。

(2) 公務員の職務上の義務について

以上の法令等の仕組みによれば、被告福島県の次の公務員及び被告国の次の公務員には、次の職務上の義務があったというべきである。そして、これは、原子力災害を受けた、あるいは受ける可能性のある個別の

国民に対して負う義務である。

ア 被告国

防災指針は、地方公共団体が地域防災計画を策定する際の指針と位置付けられるのであるから、原子力安全委員には、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災指針を策定する職務上の義務があった。また、原子力災害対策本部長には、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、地方公共団体の長に対し、緊急事態応急対策について必要な指示をする職務上の義務があった。

イ 被告福島県

福島県防災会議の会長及び委員には、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災計画を作成する職務上の義務があった。また、福島県知事には、原子力災害対策本部より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示がなかった場合であっても、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、安定ヨウ素剤の配布、服用指示を適切に決定する職務上の義務があった。

2 事実の経緯

安定ヨウ素剤配布問題についての事実経緯を、訴状36頁～37頁の内容を敷衍して主張する。

- (1) 平成23年3月12日13時15分、原子力災害対策オフサイトセンターに設置された原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）は、福島県及び関係町（大熊町、双葉町、富岡町、浪江町）の首長に対し、「ヨウ素剤投与が決定された場合に備え、避難所への安定ヨウ素剤の搬入準備の状況を確認するとともに、薬剤師や医師の確保に努めること」との指示文書を発出した。（甲C第23号証307頁）
- (2) 現地対策本部では、平成23年3月12日からスクリーニングレベル（全身除染の基準）についての検討を開始し、3月13日午前、ERC（経済産業省緊急時対応センター）に「40Bq/cm³又は6000cpm」という基準値について意見照会をした。ERCは、原子力安全委員会にコメント

- を要請し、原子力安全委員会は、「6000cpm」を「1万cpm」に修正すべきことに加え、「1万cpmを超えた者には安定ヨウ素剤を投与すべきこと」を記載したコメントをE R Cに送付した。しかし、原因不明であるが、このコメントは、原子力災害現地対策本部に伝わらなかった。(甲C第23号証304頁)
- (3) 原子力災害現地対策本部長は、3月13日14時20分、原災法15条3項に基づき、福島県、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町、葛尾村、南相馬市、川内村及び田村市の各首長に対し、当面のスクリーニングレベルを「40Bq/cm²又は6000cpm」とすることを指示した。福島県は、「40Bq/cm²」の基準を採用することとし、「40Bq/cm²」は、「1万3000cpm」に相当するとして、これをスクリーニングレベルとしてスクリーニングを開始した。(甲C第23号証304頁)
- (4) 福島県は、3月14日以降、全身除染のスクリーニングレベルを10万cpmに引きあげた。理由は、除染に必要な水が不足していたこと、気温の低い屋外で除染することの危険があったこと、職員の数が足りなかったこと等が理由であった。(甲C第23号証304頁)
- (5) 3月14日未明、原子力安全委員会は、E R C医療班からの報告によって、福島県のスクリーニングレベル引き上げの意向を知り、検討した結果、1万3000cpmがすべて内部被ばくのヨウ素によるものとする、安定ヨウ素剤投与の基準値となる等価線量100mSvに相当するとして、同日4時30分、E R Cに対し、「スクリーニングの基準値を10万cpmに上げず、現行のまま1万3000cpmに据え置いた方がよい。」との助言をしたが、福島県は、10万cpmを基準とする運用を続けた。(甲C第23号証305頁)
- (6) 3月14日15時、福島県立医科大学附属病院の全体ミーティングでは、既に救急チームに安定ヨウ素剤を配布済みであることを確認した上、今後、40歳以下の職員に安定ヨウ素剤を配布し、1回2錠を服用させることが決められた。福島県は、3月15日ころ、同病院に対し、安定ヨウ素剤4000錠を送付した。同病院の医師、看護師等スタッフに対しては、3月15日までに、3814錠、3月16日から同月末までに

1842錠、4月1日以降2190錠、以上の合計7906錠が配布された。(甲C第5号証の1～3)

(7) 3月15日3時10分、原子力安全委員会は、ERCに対し、「避難範囲(半径20km以内)からの入院患者の避難時における安定ヨウ素剤投与について」を発出し、入院患者が避難する際に安定ヨウ素剤を投与すべきとする助言を出し、ERCは、これを現地対策本部に送付した。しかし、現地対策本部では、同日夕方までこのFAXに気付かなかった。同日夜、現地対策本部は、ERCに対し、「安定ヨウ素剤の服用指示をすべき対象者を20km圏内のすべての残留者に拡大したい。」旨を伝えた。ERCから助言を要請された原子力安全委員会は、3月16日1時25分、ERCに対し、「避難範囲(半径20km以内)の残留者の避難時における安定ヨウ素剤投与について」を発出し、20km圏内の残留者一般についてその避難の際に安定ヨウ素剤を投与すべきであるとの助言をした。ERCを介してこの助言を確認した現地対策本部は、同日10時35分、福島県及び12の関係市町村の首長に対し、「避難区域(半径20km)からの避難時には安定ヨウ素剤を投与すること」との指示を文書で発出した。しかし、福島県は、20km圏内には対象者がいないことを確認済みであるとの理由により、安定ヨウ素剤服用の指示をしなかった。(甲C第23号証307～308頁)

(8) 3月19日14時40分、原子力安全委員会は、ERCに対し、スクリーニングレベルを10万cpmに引き上げる助言をした。(甲C第23号証305頁)

(9) 福島県では、3月12日からスクリーニングを開始し、延べ人数で20万人以上がスクリーニングを受けた。このうち、1万3000cpm～10万cpmの線量が測定されたのは901人、10万cpm以上の線量が測定されたのは102人であった。(甲C第23号証306頁)

(10) 安定ヨウ素剤の備蓄、入手、配布状況は、次のとおりである。

ア 福島第一原発、同第二原発のEPZ(防災計画を重点的に充実させるべき地域、10km圏内)に含まれる広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町)では、合計13万6000錠の安定ヨウ素剤を

事前に備蓄していた。いわき市や郡山市も、独自に安定ヨウ素剤を備蓄していた。また、福島県は、6万8000錠を備蓄していたほか、メーカーや茨城県から、約136万錠を入手した。(甲C第23号証308頁)

イ 福島県は、3月14日、福島第一原発から約50km圏内の全ての自治体に対し、40歳未満の住民一人当たり2錠を配布することを決定し、3月20日までに、浜通り地区と中通り地区の市町村に約100万錠の安定ヨウ素剤を配布した。(甲C第23号証308頁)

ウ なお、いくつかの市町村では、独自の判断で住民に対する安定ヨウ素剤の配布をした。三春町は、3月15日13時から対象者の約95%に安定ヨウ素剤を配布し、服用させた。同日夕方、福島県保健福祉部地域医療課の職員は、三春町に対し、国からの指示がないことを理由に配布中止と回収の指示を出したが、三春町は、これに従わなかった。(甲C第23号証308～309頁)

(11) 結果として、組織的に安定ヨウ素剤を服用できたのは、三春町民と福島県立医大付属病院のスタッフだけであり、それ以外の福島県民は、乳幼児であろうと、妊婦であろうと、安定ヨウ素剤を服用できる機会が与えられなかったのである。

3 被告国及び被告福島県の公務員の職務違反行為

(1) 被告国

ア 原子力安全委員

防災指針が、地方公共団体が地域防災計画を策定する際の指針と位置付けられていたのであるから、原子力安全委員は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災指針を策定する職務上の義務があった。しかし、原子力安全委員が安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標として「性別・年齢に関係なく全ての対象者(原則40歳未満)に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSv」と定めたのは、当時の国際基準から逸脱したものであった。訴状37頁に記載したように、当時、

IAEAやアメリカは50mSv、WHOに至っては10mSvと定めていた。また、フランスでは、平成21年に、介入レベルを、全年齢予測線量100mSvから、乳児の予測甲状腺等価線量50mGyと変更していたし、イギリスでは、平成22年に、介入レベルを、全年齢100mSvから小児の予測甲状腺等価線量50mGyと変更していた（甲C第24号証、なお、放射性ヨウ素の場合、50mGyは、50mSvと同等である。）。原子力安全委員は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災指針を策定する職務上の義務があったのに、その義務に違反して、不適切な内容の防災指針を策定し、これを放置していたのである。

イ 原子力災害対策本部長

- (7) 訴状37～38頁に記載したように、防災指針に定められた投与基準（放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量100mSv）は、あくまでも、予測線量として定められたものである。現実に小児甲状腺等価線量100mSvに相当する放射性ヨウ素が住民に到来してから安定ヨウ素剤を服用させるのではなく、その到来が予測される段階で服用させるという趣旨なのである。
- (4) 訴状37～38頁に記載したように、原子力災害対策本部長は、避難指示又は屋内避難指示を出した段階で、地方公共団体の長に対し、その対象住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をする職務上の義務があったのに、これを怠った。また、平成23年3月15日午前零時までは、福島県全域の地方公共団体の長に対し、住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をすべき職務上の義務があったのに、これも怠った。
- (ウ) 原子力災害対策本部長がどの時点でどの範囲の住民に安定ヨウ素剤の投与指示を出すかは、安定ヨウ素剤を住民に投与する趣旨を踏まえ、刻々と変わる原発事故の事態の推移、今後の事態の進展予測に基づいてなされる裁量的判断ではある。しかし、しかし、原子力災害対策本部長による上記各権限の不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くというべきである。なぜなら、

- a 原子力災害対策本部長は、半径3 km圏内の住人に避難指示、半径10 km圏内の住民に屋内避難指示を出した平成23年3月11日午後9時23分には、1号機についてベントが必要との判断をしていた。また、同圏内の住民に避難指示を出した3月12日午前5時44分には、1号機のベントができず、このままでは格納容器が爆発する危険が否定できないと判断していた。さらに、半径20 km圏内の住民に避難指示を出した3月13日午後6時25分には、1号機は既に水素爆発し、2号機、3号機についてもメルトダウンの可能性があるとの認識を有していた（甲D第8号証の5、7、甲C第25号証）。したがって、いずれの場合も、予想された事態が生ずれば、避難住民の被ばく予測線量が小児甲状腺等価線量100 mSvに収まるなどと判断する根拠はなく、当然、100 mSvに達することを予測予想すべき状況にあった。
- b 3月15日午前0時ころには、2号機のドライウエル圧力が0.73MPaまで上昇し、2号機の爆発の危険性が高まっており、東電は、そのころまでに官邸に対し、福島第一原発サイトからの撤退を打診していたのである（甲D第8号証の5、甲C第26号証）。それほど危険性が高まっていたし、2号機が爆発すれば、4号機の使用済み核燃料の冷却もできなくなり、近藤駿介原子力委員会委員長が示したいいわゆる「最悪のシナリオ」【近藤駿介原子力委員会委員長が当時の管総理の求めに応じて作成した事態想定。最悪の場合、福島第一原発から半径170 kmの範囲の住民を強制的に避難させ、半径250 kmの範囲（首都圏が含まれる。）では希望する住民を避難させなければならないとされていた。甲C第27号証】が現実化していたのである。そして、その場合、福島県内の住民の被ばく予測線量が、小児甲状腺等価線量100 mSvに収まると判断する根拠はなかった。

なお、上記のとおり、現地対策本部では、平成23年3月12日には、安定ヨウ素剤の準備については指示文書を発しているが、投与指示については、原子力安全委員会に対する意見照会すらし

ていない。原子力安全委員会が、3月13日午前に出した「1万cpmを超えた者には安定ヨウ素剤を投与すべき」というコメントも、原子力災害現地対策本部には伝わっていない。現地対策本部がようやく出した安定ヨウ素剤投与の指示は、3月16日10時35分であるが、これも、「避難区域（半径20km）の避難者に対し避難時に投与せよ」という限定されたもので、事態の急速な進展と比較すると、あまりに遅すぎ、当時、既に、避難指示を受けた者の避難はおおむね完了していたから、被告福島県に無視される結果になってしまったのである。

(2) 被告福島県

ア 福島県防災会議の会長及び委員

被告福島県の防災会議の会長及び委員は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災計画を作成する職務上の義務があった。ところで、防災指針が定めた安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標が「性別・年齢に関係なく全ての対象者（原則40歳未満）に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100ミリシーベルト」というもので、高すぎるものであったから、被告福島県の防災会議としては、防護対策の指標として、独自に、WHO基準である10mSvか、少なくともIAEAやアメリカの基準である50mSvと定める職務上の義務があったのに、これに違反し、漫然と、防災指針どおりの指標を設定し、これを放置した。

イ 知事

被告福島県の知事には、福島県地域防災計画に基づき、原子力災害対策本部より安定ヨウ素剤の予防服用の時機について指示がなかった場合であっても、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、独自の判断で、安定ヨウ素剤の配布、服用を指示すべき職務上の義務があった。そして、訴状37、38頁記載のように、被告福島県知事は、原子力災害対策本部から避難指示又は屋内避難指示が発令された段階で、その対象住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をする職務上の義務があったのに、これを怠った。また、平成

23年3月15日午前零時までには、福島県全域の住民に対して安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をすべき職務上の義務があったのに、これを怠った。

原子力災害対策本部からの指示がない段階で、知事が、独自の権限に基づいて住民に対して安定ヨウ素剤の投与指示を出すか否かは、安定ヨウ素剤を住民に投与する趣旨を踏まえ、刻々と変わる原発事故の事態の推移、今後の事態の進展予測に基づいてなされる裁量的判断ではある。しかし、福島県知事による上記各権限の不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くというべきである。なぜなら、

(ア) 上記のとおり、原子力災害対策本部長が半径3km圏内の住人に避難指示、半径10km圏内の住民に屋内避難指示を出した平成23年3月11日午後9時23分には、1号機についてベントが必要との判断が知事においても認識されていたこと、半径10km圏内の住民に避難指示を出した3月12日午前5時44分には1号機のベントができず、このままでは格納容器が爆発する危険が否定できないことを知事も認識していたこと、半径20km圏内の住民に避難指示を出した3月13日午後6時25分には、1号機の水素爆発の後、2号機、3号機についてもメルトダウンの可能性があるとの認識を知事も有していたことから、いずれの場合も、予想された事態が生ずれば、予測線量が、避難住民の被ばくが小児甲状腺等価線量100mSvに収まると判断する根拠はなかった。(イ) 上記のとおり、3月15日午前0時ころには、2号機のドライウエル圧力が0.73MPaまで上昇し、2号機の爆発の危険性が高まっており、東電は、官邸に対し、福島第一原発サイトからの撤退を打診していた。そして、2号機が爆発すれば、4号機の使用済み核燃料の冷却もできなくなり、近藤駿介原子力委員会委員長が示した最悪のシナリオが現実化していたのである。その場合、福島県内の住民の被ばく予測線量が、小児甲状腺等価線量100mSvに収まると判断する根拠はなかった。なお、知事において、仮に、東電が官邸に福島第一原発サイトからの撤退を打診している事実を知り得なかったとしても、客観的に2号

機の爆発の危険が高まっていることは認識していたから、予想された事態が生ずれば、避難住民の被ばく予測線量が小児甲状腺等価線量100mSvに収まるなどと判断する根拠はなく、当然、100mSvに達することを予想すべき状況にあった。

第3 児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法について（訴状請求原因第3の3）

1 4月19日通知（甲B第2号証）が強制力を持つものであること

被告国は、平成27年5月8日付け答弁書19ページにおいて、平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」（以下「4月19日通知」という。）に関し、文部科学大臣による必要な指導、助言又は援助は、いずれも法的拘束力を持たない非権力的な関与であり、事実上の強制力を持つものではないと主張する。

しかし、行政指導は、その根拠法令の文言が「勧告」等とされていて本来的には非権力的なものであっても、実体法上、これらの行政庁の行為について、直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定するという法律効果が付与されていると認めることができるのであれば、当該行為の処分性が肯定されることになる（抗告訴訟についてのものであるが、最判平成17年7月15日判決（民集59巻6号1661号））。

2 通知の法的根拠

(1) 地方自治法245条の4は、各大臣は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告等を行うことを認めている。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）48条1項は、「文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。」ことを規定している（「都道府県委員会」とは、都道府県に置かれる教育委員会であ

ある)。

4月19日通知は、上記法令に基づいていると理解される。

- (2) ところで、法48条3項は、「文部科学大臣は、都道府県委員会に対し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。」ことも規定している。さらに、文部科学大臣は、「都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合」、是正の要求や指示をすることもできる(法49条、50条)。

これらの要求、指示に応じない場合について法には、特段、定めるところはないが、地方交付税交付金等を通じて国は地方自治体に影響力を行使することができるのであるから、都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、事実上、これに従わざるをえない。

3 4月19日通知の内容

4月19日通知は、文部科学省の4局長から福島県教育委員会、福島県知事らに対して発出されている。

4月19日通知は、避難区域を除き、学校を再開することを大前提としていた。すなわち、4月19日通知は、校舎・校庭の利用判断における暫定的な目安を示すことに主眼が置かれていた。

そして、生徒が年間20ミリシーベルトを超える被ばくをしないことを目標に、屋外 $3.8\mu\text{Sv}/\text{時間}$ 、屋内(木造) $1.52\mu\text{Sv}/\text{時間}$ が $20\text{mSv}/\text{年}$ に達する線量であるとし、校庭・園庭で $3.8\mu\text{Sv}/\text{時間}$ 未満の空間線量であれば平常通りに使用して差し支えがないと示した。

同通知は、平成23年4月以降、夏季休業終了(おおむね8月下旬)までの期間を対象とした暫定的なものとされていた。

その上で、4月19日通知は、福島県や県教育委員会に対し、「所管の学校及び域内の市町村教育委員会並びに所管の私立学校に対し、通知の趣旨を十分周知させ、必要な指導等をすることを求めていた。

4 8月26日通知の内容（甲C第37号証）

4月19日通知は、「福島県内の学校の校舎・校庭等の線量低減について（通知）（平成23年8月26日）」（以下「8月26日通知」という。）によって撤回された。

すなわち、8月26日通知は、4月19日通知と同様に文部科学省の4局長から福島県教育委員会、福島県知事らに対して発出されたが、同通知も学校での授業を行うことを大前提として、改めて線量低減の考え方を示したものである。

8月26日通知の特徴は、生徒の受ける全体の線量ではなく、学校における線量だけに着目した点にある。

その上で、8月26日通知は、学校において生徒が受ける線量を原則年間1mSvとして、かつ、児童生徒等の行動パターンを通学年間200日、1日あたりの滞在時間を6.5時間（うち、屋内4.5時間、屋外2時間）と仮定して、校庭・園庭の空間線量率の目安を1 μ Sv/時間とした。他方、1 μ Sv/時間を超えることがあっても、屋外活動を制限することはないとした。

5 国会事故調の指摘

4月19日通知が発出された経緯については、国会事故調（「4.4.4. 学校再開問題」甲C第28号証）に詳しいが、その内容は、次のとおり、驚くべきものである。

- (1) 本件事故後、平成23年3月下旬から、福島県の学校は、春休みに入ったが、福島県は、4月からの新学期に向けて、予定通り新学期を開始すべきか否かという問題を検討していた。
- (2) 原災本部では、文科省が学校再開問題の判断基準の設定を担当すると決まった。
- (3) 文科省は、平成23年4月6日、原子力安全委員会に対し、福島県内の小学校などの校庭の空間線量モニタリング結果を添付し、福島県内の小学校などの再開に当たっての安全性及び小学校等を再開してよいかについて助言を依頼した。（甲C第38号証の2）

これに対し、原子力安全委員会は、①福島第一原発から20kmから30kmの範囲内の屋内退避区域については、学校を再開するとしても屋外で遊ばせることが好ましくないこと、②それ以外の地域についても空間線量率の値が低くない地域においては、学校を再開するかどうか十分検討するべきと回答した。(甲C第38号証の1)

(4) 「空間線量率の値が低くない地域」の具体化を依頼された原子力安全委員会は、同月7日、文科省が自ら判断基準を示すべきであると示し、参考値として、公衆の被ばくに関する線量限度は1mSv/年であるとの助言を行った。(甲C第39号証の1、2)

(5) このような原子力安全委員会からの助言があったものの、文科省は、さらに同日、原子力安全委員会に対し、同様の学校再開の可否に関する助言を依頼したところ、前回の回答どおり、という回答を得た。(甲C第40号証の1、2)

(6) その後、文科省は4月9日、検討すべき問題を学校再開の可否ではなく、学校の再開を前提とした学校の校舎・校庭等の利用判断基準の数値へと変更した。その上でICRPの2007年勧告の定める事故収束後の一般公衆の受ける線量の参考レベルの上限値を参考に被ばく線量20mSv/年を目安とすることを原子力安全委員会に提案した。

これに対し、原子力安全委員会は同日、①ICRP2007年勧告の参考レベルの上限値である20mSv/年の基準は限定的に用いるべきこと、②仮にこの値を採用するにしても外部被ばくと内部被ばくを併せて上記の値に収めるべきであり、本件のように外部被ばくのみの受忍限度を定めるためには、内部被ばくの寄与を外部被ばくと同等程度に見積もり、この上限値を2分の1程度にしたうえで目安を決めるべきという趣旨のことを助言した。

(7) その後文科省は、その過程で内部被ばくの寄与度が無視できるほど小さいと独自の計算を行ったうえで、複数回の安全委員会とのやり取りを経て4月19日、被ばく線量1～20mSv/年を学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な目安と決定し、20mSv/年という値にこだわった。

- (8) 文科省はこの値に基づき、校庭・園庭で被ばく線量 20 mSv/年に相当する空間線量 3.8 μ Sv/h 以上が計測された学校等についてのみ、児童・生徒の屋外活動の利用を制限することとした。3.8 μ Sv/h 未満の学校等については、校舎・校庭等を平常通り利用して差し支えないことを安全委員会ととりまとめ、その旨を原災本部が発表した。これを受けて文科省は同内容を福島県教育委員会に対して通知を发出したのが、4月19日通知である。
- (9) 上記の経緯について、国会事故調報告書は、「文科省の検討論点の変更及び20 mSv/年への執着は、現状を追認し、最低限の屋外活動の制限をするために行われたものであり、子どもの健康と安全への配慮という点では疑問が残る。」と批判している。

6 4月19日通知の社会問題化

4月19日通知については、内部被ばくが考慮されていない上に大人と同レベルの基準値（年間20 mSv というのは、男性及び妊娠の可能性、意思のない女性における職業被ばくの限度である）であること等に対して、社会的に大きな批判がわき起こった。

平成23年4月21日には、「福島老朽原発を考える会」など三団体の呼びかけで、撤回を求めて政府との交渉が行われる等し、「原子力資料情報室」、「グリーンピース・ジャパン」などの六団体も「子どもに年間20 mSv を強要するのは非人道的だ」として緊急声明が公表され、賛同署名が開始された。

この問題は、連日、マスコミでも報道されていたが、最終的に、平成23年5月27日、文部科学大臣が、「今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間1 mSv 以下を目指す」という方針を発表する（甲B第3号証）ことによって問題は収束していった。

7 通知の違法性

- (1) 公衆被ばく線量限度を超える被ばくを許容する内容であること

4月19日通知及び8月26日通知は、公衆被ばく線量限度である年

1 mSv を超える被ばくを児童生徒等に強要する点で違法である。

すなわち、4月19日通知によれば、4月以降、夏休みにはいるまでの約60日間だけでも866 μ Sv とほぼ1 mSv (公衆の1年あたり被ばく限度) に達するという高線量であり、通学、在宅等にも被ばくすることを勘案すれば、どうてい、許容すべきではなかった。

また8月26日通知も、学校にいる期間だけで最大年1 mSv の被ばくを許容する内容であるから、内部被ばく及び通学路、自宅等における被ばくを勘案すれば、やはり年1 mSv を超える被ばくが児童生徒等に生じる結果となる。

(2) ICRP 2007年勧告との関係

4月19日通知はICRP 2007年勧告に基づいて設定されたと説明されている。

しかし、4月19日通知が発出された時点において、ICRP 2007年勧告は、いまだ放射線審議会において審議されている途中であり、国内法に取り入れられていたわけではなかった。

ICRP 2007年勧告において示された「現存被ばく状況」等の概念も不明確であり、被告国らは、避難区域を除いては学校教育を現状通りに行うという政策目標に沿うように勝手な解釈をしたものである。

本件事故時において公衆の被ばく線量限度については、原子力安全委員会が文科省からの最初の問合せに回答したとおり、年1 mSv という基準があるのみであり、文科省としては、この公衆の被ばく線量限度に基づいて学校再開の可否を判断すべきであった。

そして、放射性物質が環境中に飛散している状況下では、少なくとも暫定的な数値としても、空間線量年0.5 mSv を超える学校においては授業再開を認めるべきではなかった。

8 公務員の職務行為義務違反の事実

(1) 被告国

文科省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、科学技術・学術政策局長、スポーツ・青少年局長は、憲法第26条、教育基本法、学校教育法、

学校保健安全法等の趣旨に則り、心身ともに健康な国民の育成に資するために教育行政上の必要な措置をとる職務上の義務があるのに、これに違反し、福島県の小・中学生、特別支援学校生に年20mSvまでの被ばくを強要する結果となる4月19日通知を發し、子ども原告らをはじめとする福島県内の小・中学生、特別支援学校生に対し、無用な被ばくをさせた。

(2) 被告福島県

福島県教育委員会は、憲法第26条、教育基本法、学校教育法、学校保健安全法等の趣旨に則り、心身ともに健康な県民の育成に資するために教育行政上の必要な措置をとる職務上の義務があるところ、文科省から4月19日通知を受けたが、この通知の法的性格は、指導、助言、援助であり、従う義務があるわけではなく、福島県内の小中学生、特別支援学校生の健康に直接に責任をもつ福島県の立場から独自に判断して、学校再開の基準を決定すべきであるのに、上記職務上の義務に違反して、違法な4月19日通知にしたがい、県立の特別支援学校を同通知にしたがって再開した上、県内市町村教育委員会に対して、4月19日通知にしたがって学校を再開するよう通知を出し、子ども原告らをはじめとする福島県内の小・中学生、特別支援学校生に対し、無用な被ばくをさせた。

9 求釈明（被告福島県に対し）

(1) 4月19日通知を受けた福島県教育委員会が、県内各市町村教育委員会に対してした指導、助言、援助の内容を明らかにされたい。

(2) 原告らは、福島県内の各市町村では、避難指示区域を除き、4月19日より前から学校が始まっていたと記憶している。そこで、次の事実を明らかにしていただきたい。

① 県内市町村で、小・中学校、特別支援学校が再開した日を市町村ごとに明らかにしていただきたい。

② 学校再開問題について、被告福島県の教育委員会と県内市町村の教区委員会との間でどのようなやりとりがあったのか、明らかにしてい

ただきたい。

第4 子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法について（訴状請求原因第3の4）

1 防災指針、防災計画の定め

原子力安全委員会が定めた防災指針では、屋内退避及び避難等に関する指標が定められていたが、その内容は、外部被ばくによる実効線量が10～50mSvで屋内退避、50mSv以上でコンクリート建屋への屋内退避か避難というものであった（第5章5-3）。中央防災会議が定めた防災基本計画第11編原子力災害対策編では、原子力災害の場合の屋内退避、避難のために立退きの勧告、指示との実施については、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえることとされていた（第2章第2節1の第1段落）。また、福島県防災会議が定めた福島県地域防災計画でも、屋内退避及び避難については、上記防災指針と同一の内容が定められていた（第3の6）。

2 防災指針、防災計画の違法性

この指標は、少なくとも、大人の基準をそのまま子どもに押し付けていることにおいて著しく不合理である。子どもの放射線に対する感受性が大人よりもはるかに高いことは、原告ら準備書面(2)で詳述した。原子力災害によって子どもが受ける健康上のリスクを避けることは、防災指針及び防災計画を定めるに当たって重要な要素である。これを何ら顧慮していないのは、原子力安全委員会、中央防災会議、福島県防災会議の権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質に照らし、著しく合理性を欠くと認められ、国家賠償法1条の適用上、違法であるというべきである。

3 子ども原告らの被害

福島第一原発事故の後の住民防護において、子どもが放射線に対する感受性が高いことはほとんど顧みられることがなかった。避難についても、大人と異なる基準を適用し、少なくとも、保護者が避難を希望する児童生徒については直ちに避難させる、希望する幼児については保護者もついていく体制を作る等の方策が取られるべきであった。しかし、防災基本計画、福島県地域防災計画にそのような定めがなかったため、これらの方策がと

られることはなく、子ども原告らは、避けることができた無用の被ばくに晒されたのである。

第5 アドバイザー山下俊一の発言問題について（訴状請求原因第4）

1 原発事故直後、山下アドバイザーが自ら福島県に出向いた理由

その理由は、以下に述べる通り、放射能の危険から救済を求める福島県民の「県内の妊婦や子どもたちを避難させた方がいいのではないか」「ヨウ素剤をみんなにすぐに飲ませた方がいいのではないか」「（県内の妊婦や子どもたちを）すぐに避難を」といった声を封じ込めるためにである。

(1) 原発事故直後の3月13日、長崎大学は文部科学省の要請を受け、長崎大学病院国際ヒバクシャ医療センター所属の大津留晶（准教授、医師）をチームリーダーとする6名のチーム（以下、長崎大チームという）を千葉県千葉市の放射線医学総合研究所に派遣し、長崎大チームは、3月15日、福島県立医科大学を拠点として緊急被ばく医療活動を行なった（甲C第29号証）。このとき、山下俊一長崎大医歯薬学総合研究科長（以下、山下アドバイザーという）の考えは「送り出したのは長崎大学の精鋭なので十分にやれる」（甲C第30号証）だった。

(2) しかし、3月15日未明から、福島第一原発2号機の爆発が懸念され、福島市でも夕方から放射線量が急上昇し、午後5時で毎時20マイクロシーベルトを超えた（県北保健福祉事務所）。このため、福島県立医科大学の教職員間で「県内の妊婦や子どもたちを避難させた方がいいのではないか」と話合いが持たれ、長崎大チームが呼ばれ意見を求められた。参加者から「ヨウ素剤をみんなにすぐに飲ませた方がいいのではないか」「（県内の妊婦や子どもたちを）すぐに避難を」という声が相次いだため、長崎大チームは「これはきちんとコントロールできる人が必要」と判断。チームリーダーの大津留晶は山下アドバイザーに「福島県立医科大は浮き足立っている、先生方がパニックになっている」と報告した（甲C第30号証）。報告を受けた山下アドバイザーは、教え子の高村昇（長崎大大学院医歯薬学総合研究科教授）の追加派遣を決めた。このとき、山下アドバイザーの考えは「長崎大チームと高村で福島の混乱に対応できる」

(甲C第31号証) だった。

- (3) しかし、2日後の3月17日、福島県立医科大学理事長の菊地臣一から山下アドバイザーの携帯に電話が入り「福島医大がパニックだ。すぐに来てほしい」と懇請され、山下アドバイザー自らが福島入りすることになった。翌18日朝、山下アドバイザーは自衛隊のヘリコプターに乗り、午後4時に福島県立医科大学に到着。その夜、福島県立医科大学教職員約300名を対象に《放射線の基礎知識、被ばくのリスクなどを伝えた上で、福島医大の放射線量を示しながら大量被ばくの心配はないことを強調した》(甲C第32号証)。それまで《みんな不安の固まり》(甲2) だった教職員の多くは彼の話を聞いて《医大に踏みとどまることを決意した》(甲C第32号証)。

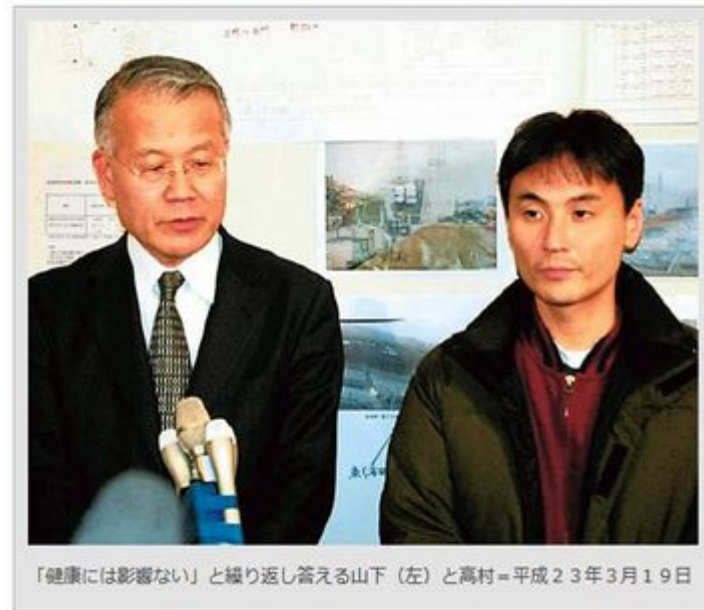


2011年3月18日、福島県立医科大学に初めて登場した山下アドバイザー(長崎大HPより)

- (4) 一夜明けた19日、山下アドバイザーと高村昇は、県災害対策本部が入った福島市の県自治会館内にある県病院局で佐藤雄平県知事と面会した。山下アドバイザーは《空間放射線量の測定結果から、発がんリスクが高まる被ばく線量100ミリシーベルトには達しないことを説いた。「このくらい(の線量)じゃ、心配はいらない」と助言》した(甲C第

32号証)。これに対し、県知事は《県民がパニックにならないようにしてくれ》と要請した(甲C第30号証。2枚目右段山下発言)。このあと、両名は福島県幹部と面談し、《「とにかく放射線に対する正しい知識を広めてほしい」。県からの要請で、県放射線健康リスク管理アドバイザーへの就任が決まった。》(甲C第32号証)。福島県は2日前の17日に原発事故に対応する相談電話を設けたが、職員の放射線に対する知識は乏しく、原子力に詳しいOBをかき集めて対応したが、3本の電話回線は鳴りっ放しで多い日には450件を超え、1時間で20件近い問い合わせがあった。県は放射線が健康に及ぼすリスクを住民に説明できる専門家を切実に求めていたのである(甲C第32号証)。

- (5) 県放射線健康リスク管理アドバイザーとしての山下アドバイザーと高村昇の最初の仕事は就任直後の記者会見だった。19日、就任直後の自治会館内で報道陣の取材に応じた。「福島市の放射線量が上がっているが大丈夫なのか」「国の屋内退避指示の判断は正しいのか」。矢継ぎ早に質問が飛んだ。2人は放射線の健康影響について、「全く心配ない」と繰り返し答えた。空間線量から住民が100ミリシーベルトを超える放射線を浴びることはないと分かっていたからだ。翌20日から、いわき市を皮切りに、「原発事故の放射線健康リスク」と題した講演会を次々となし、福島県内のテレビ・ラジオにも積極的に出演し、最初の記者会見と同じ言葉を重ねた(甲C第32号証)。さらには、彼の講演録が福島県内の市の市政だよりをはじめ、多くの行政広報誌で採録されて配布された。こうして、山下アドバイザーの発言は次から次へと拡散され、県民に絶大な影響を及ぼした、すなわち、それまで放射線の健康影響を憂慮し藁をもすがる思いでいた福島県民の多くは、甲C第9号証の特集「告発された医師」(18頁～)で広河隆一氏が、甲C第36号証「人々を欺く医師の罪を問う」(32頁～)で薬害エイズ裁判の代理人保田行雄弁護士が指摘したように、山下アドバイザーの「100%安全です」(甲C第9号証18頁。いわき市の講演)や「(飯館村で)放射線は心配することはない」(同32頁)といった話を聞き、「すっかりに安心して」警戒心を解いてしまったのである。



2013年3月15日福島民報

「第二部 安全の指標(3) 研究者の苦悩 予想されていた批判」に掲載

(6) 以上の通り、山下アドバイザーが自ら福島県に出向いた最大の理由は、「100 ミリシーベルトを超える放射線を浴びることはないから健康には影響がない」点を強調し、放射能の危険から救済を求める福島県民の「県内の妊婦や子どもたちを避難させた方がいいのではないか」「ヨウ素剤をみんなにすぐに飲ませた方がいいのではないか」「(県内の妊婦や子どもたちを)すぐに避難を」といった声を封じ込めるためであった。

2 山下アドバイザー発言の問題点1 (総論)

(1) 放射線健康リスク管理アドバイザーの職務

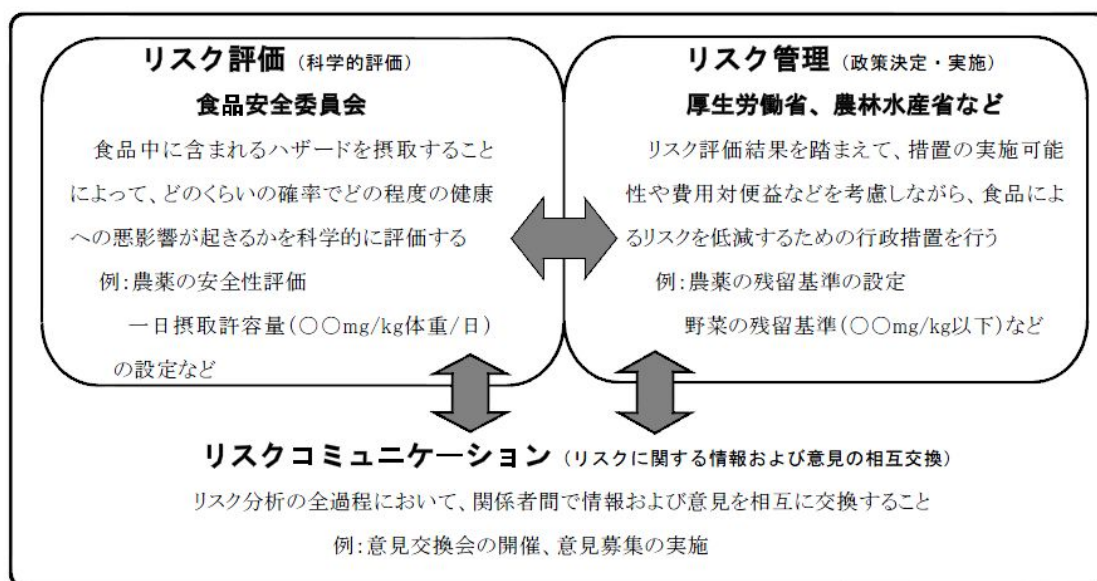
山下アドバイザーは「放射線が健康に及ぼすリスクを住民に説明できる専門家」として、福島県からの依頼で県放射線健康リスク管理アドバイザーに就任した。

一般に、健康に悪影響をもたらす原因となる可能性のある物質をハザード(危害要因)と呼び、ハザードが存在する結果として生じる健康への悪影響が起きる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度))をリスクという。ハザード(危害要因)の実例としては、

生物学的要因として食中毒菌、ウイルス、寄生虫、化学的要因として農薬、添加物、物理的要因として異物、放射線が挙げられる。ハザード（危害要因）によって人の健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合に、その発生を防止し、またはそのリスクを最小限にするための枠組みを「リスク分析」という。

リスク分析はリスク評価、リスク管理およびリスクコミュニケーションの三つの要素からなっており、これらが相互に作用し合うこと（以下の図参照）によって、リスク分析はよりよい成果が得られるとされている（以上、内閣府食品安全委員会作成の食品の安全性に関する用語集による）。

（参考）リスク分析（わが国における食品安全行政の場合）



この図にも示されている通り、リスクに対する科学的知見に基づき、科学的評価を下すのが「リスク評価」であり、そのリスク評価結果を踏まえ、様々なファクターを総合的に考慮した上で適切な政策決定と実施（行政主体による行政措置）を行うのが「リスク管理」である。従って、放射能による健康への影響についての専門家である山下アドバイザーがその専門性を発揮できるのは、リスク評価のうち、放射能による健康へ

の影響（リスク）について科学的知見に基づき科学的評価を下すことである。原子力工学などそれ以外の分野の科学技術のリスク評価は彼の専門外である。また、リスク評価を踏まえて避難基準や食品安全基準を設定する「リスク管理」も言うまでもなく彼の専門外である。

(2) 放射能による健康への影響（リスク評価）に関する発言

しかるに、県放射線健康リスク管理アドバイザーに就任し、直ちにその職務を遂行した山下アドバイザーは、以下に述べる通り、大別して次の2つに分類できる問題発言をくり返した。

- ① 放射能による健康への影響（リスク評価）について、不合理な知見に基づき、非科学的な評価を下した。
- ② 放射能による健康への影響についての「リスク管理」について、あたかもその方面の判断者であるかのように振舞って、明らかに事実と相違する不当な発言をした。
- ③ 放射能による健康への影響（リスク評価）についての問題発言の意図

よく知られている通り、この点についての最大の問題発言は「100ミリシーベルトを超える放射線を浴びることはないから健康には影響がない」（以下、「100ミリシーベルト発言」という。）である。しかし、当初、山下アドバイザーは、以下のとおり、100ミリシーベルト発言と矛盾する、またはこれと別な切り口の非科学的な発言も積極的にくり返していた（甲C第9号証）。

| 日時・場所 | 発言 |
|--------------------|---|
| ①. 2011年3月20日 記者会見 | 1時間当たり20マイクロシーベルトの放射線が降り注いだとして、人体に取り込まれる量は約1/10の1時間当たり2マイクロシーベルト以下か更に少ないと考えられます。2マイクロシーベルトを24時間受け続けたとしても約50マイクロシーベルトにしかありません ¹ 世界中には、1年間に10ミリシーベルトや50ミリシーベルトの |

¹ 年間に換算すると、18.25 Sv。

| | |
|--------------------|---|
| | 被ばくを自然界から受ける放射線の高い地域があり、その環境下に住んでいる方々でも、将来ガンになるリスクは、他の地域の方々と全く変わりません。 |
| ②. 同上 | 100マイクロシーベルトまででなければまったく心配いりませんので、どうぞ胸を張って歩いてください。 |
| ③. 2011年3月21日福島市講演 | 科学的に言うと、環境の汚染の濃度、マイクロシーベルトが、100マイクロシーベルト/hを超さなければ、全く健康に影響及ぼしません。ですから、もう、5とか、10とか、20とかいうレベルで外に出ていいかどうかということは明確です。昨日もいわき市で答えられました。「いま、いわき市で外で遊んでいいですか」「どんどん遊んでいい」と答えました。福島も同じです。心配することはありません。是非、そのようにお伝えください。 |
| ④. 同上 | (子どもを守る数値の目安は?という質問に対し) 私がいつも言うように100マイクロシーベルト/hというのは、それ以上になると屋内退避すべきだと思います。 |

山下アドバイザーは、なぜ100ミリシーベルト発言と矛盾する、或いは異なる上記発言に及んだのか。それは、いわき市も福島市も3月15日に空間線量が毎時20マイクロシーベルト(年間に換算して182.5ミリシーベルト²⁾)以上に上昇したため、この事態で安全を言うためには、もはや100ミリシーベルト発言では説得力を失ったため、そこで、人体に取り込まれる量は10分の1の毎時2マイクロシーベルトである(上記①)とか、毎時100マイクロシーベルト安全基準(上記②~④)といった、荒唐無稽な発言を新たに繰り出すに至ったのである。換言すれば、ここから山下アドバイザーの首尾一貫した目的が浮き彫りにされる——それは、福島県がどんな深刻な放射能汚染状況であろうとも住民に健康被害はなく、避難の必要がないことを訴えること、つまり集団避難によって福島県が崩壊する事態防止をひたすら配慮し、県民の人命・

² $20 \times 24 \times 365 = 182500 \mu\text{Sv} = 182.5\text{mSv}$

健康は犠牲にしても、福島県の経済復興の妨げになる要素をすべて取り除くことにあった³。これが、県民に放射線に対する正しい知識を広め、正しく怖れるという放射線健康リスク管理アドバイザーとしての本来の目的から著しく逸脱するものであることは言うまでもない。

3 山下アドバイザー発言の問題点2（リスク評価）

(1) 放射能による健康への影響について1（100 ミリシーベルト発言）

山下アドバイザーは、100ミリシーベルトについて、以下の発言（とりわけ②）をくり返した（甲C第9号証）。

| 日時・場所 | 発言 |
|--------------------|---|
| ①. 2011年3月21日福島市講演 | 放射線はエネルギーとして、1つ覚えてください。1ミリシーベルトの放射線を浴びると皆様方の細胞の遺伝子の1個に傷が付きます。簡単！100 ミリシーベルト浴びると100個傷が付きます。これもわかる。じゃあ、浴びた線量に応じて傷が増える。これもわかる、 |

³ その思いは、山下アドバイザーの以下の初期の講演の中に、色濃くにじみ出ている（甲C第9号証）。

| 日時・場所 | 発言 |
|------------------|--|
| 2011年3月20日いわき市講演 | ぜひ今まで生きてきた皆さまがたの力を、決して後退させることなく前に進めるために、このいわき市が踏みとどまらなくて、日本全体の安全、安心を誰が発信できるのでしょうか。私は最初に申し上げましたように、福島における健康の心配はない。ないのに放射線や放射能を恐れて恐怖症でいつまでも心配してるということは、復興の大きな妨げになります。 |
| 2011年3月21日福島市講演 | これから福島という名前は世界中に知れ渡ります。福島、福島、福島、何でも福島。これは凄いですよ。もう、広島・長崎は負けた。福島の名前の方が世界に冠たる響きを持ちます。ピンチはチャンス。最大のチャンスです。何もしないのに福島、有名になっちゃったぞ。これを使わん手はない。何に使う。復興です。 |
| 2011年5月3日二本松市講演 | 平時では皆さん、1ミリシーベルトしか浴びない、しかし、非常時には平時の基準は通用しない、ということでもあります。じゃあ、通用しなければ、どういう基準をもって皆様方の生活を守り、経済的な崩壊を防ぎ、家族がばらばらになることを防ぐことができるか、もっと言うと、どのように対応すれば福島を崩壊させずにすむかということが私が最も腐心した点であります。 ……この福島を無視できない。元気な子どもが消えたらどうします。絶対にこの場所にいてほしいと思いますし、この環境を守り続けるのが私たちの責任と思っています。 |

| | |
|---------------|--|
| | <p>みんな一様に遺伝子に傷が付きます。しかし、我々は生きてます。生きてる細胞はその遺伝子の傷を治します。</p> <p>いいですか。1ミリシーベルト浴びた。でも翌日は治ってる。これが人間の身体です。100ミリシーベルト浴びた。99個うまく治した。でも、1個間違っただけかもしれない。この細胞が何十年も経って増えて来て、ガンの芽になるという事を怖がって、いま皆さんが議論している事を健康影響というふうに話をします。まさにこれは確率論です。事実1ミリシーベルト浴びると1個の遺伝子に傷が付く、100ミリシーベルト浴びると100個付く。1回にですよ。じゃあ、今問題になっている10マイクロシーベルト、50マイクロシーベルトという値は、実は傷が付いたか付かないかわからん。付かんのです。ここがミソです。</p> |
| ②. 5月3日二本松市講演 | <p>何度もお話しするように100ミリシーベルト以下では明らかな発ガンリスクは起こりません。</p> |

そして、100ミリシーベルト発言から次の安全発言が導かれた（甲C第9号証）。

| 日時・場所 | 発言 |
|--------------------|---|
| ①. 2011年3月21日福島市講演 | <p>【20～30キロ圏内の住民の避難の必要性】</p> <p>これだけ原発がトラブルを起こして危ない、最悪のシナリオだといいいながら、じゃあなぜ国は20～30キロの人を避難させないんでしょうか。ここは知恵の絞りどころです。今の現状は危険じゃないからです。だから、避難させる必要がないのです。</p> |
| ②. 同上 | <p>【マスクの必要性について】</p> <p>これは、花粉症には効くでしょう。はい。放射能のそういう物質をどうやってブロックするか。皆さん、濡れタオルを口にしたことはありますか。窒息するぞ、これ。でも、そんなことを平気で書いとるね、新聞は。これは気休めです。でも、気休めを言わなくちゃいけないようになってるんです。基準がそう書いとるから。だから、</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | 皆さん、マスク止めましょう。 |
| ③. 同上 | 【マスクなしの外出（自転車通勤）について】 今の外に出て2時間半くらい自転車でこいで行って吸っても、たいへん嬉しいことに、あるいは残念なことに、まず男、20歳以上、全く影響ありません。どんどんやって大丈夫です。それはご心配いりません。 |
| ④. 2011年4月5日日本財団主催の講演 | いま環境中に放出されている放射性物質の健康影響について、「その線量は極めて微々たるもので、全く心配が要らない量だ」とし、随時モニタリングされ適切な対策がなされている現状では、「いまの日本人に放射性降下物の影響は起こり得ない」と断言した。（日経メディカルオンライン4月6日） |
| (5). 2011年4月9日NHKニュース | 【20キロ圏外の小中学校の線量測定結果について】 福島第一原子力発電所の事故を受けて、福島県が県内の小中学校など1600か所余りで放射線量を調査した結果、ほとんどの学校（注：9校以外）では、1時間あたり10マイクロシーベルトを下回りました。 ……この調査結果について放射線の問題に詳しい長崎大学大学院の山下俊一教授は、「健康には影響のない放射線量になっている」と分析した上で、「被災地の子どもたちが安心して通えるよう、国は学校における放射線量の安全基準を早急に作らなければならない」と指摘しました。 |

100ミリシーベルト発言がいかにかに不合理なものであるか、以下の通り、山下アドバイザー自身が原発事故以前に行なった発言・論文と対比してみただけで一目瞭然である（アンダーラインは原告代理人）。

| 講演・論文 | 内容 |
|----------------|--|
| ①. 「被爆体験を踏まえた我 | 4. 今後の展望 チェルノブイリ周辺住民の事故による直接外部被ばく線量は低く、白血病などの血液障害は発生していないが、放射線降下物の影 |

| | |
|--|---|
| <p>が国の役割」 3 頁 (2000 年) (甲 C33)</p> | <p>響により、放射性ヨードなどによる急性内部被ばくや、<u>半減期の長いセシウム137</u>などによる慢性持続性低線量被ばくの問題が危惧される。現在、特に小児甲状腺がんが注目されているが、今後、青年から成人の甲状腺がんの増加や、他の乳がんや肺がんの発生頻度増加が懸念されている。</p> |
| <p>②. 「放射線の光と影」 543 頁 左 段 (2009 年) (甲 C34)</p> | <p>主として20歳未満の人たちで、過剰な放射線を被ばくすると、<u>10～100mSv</u>の間で発がんが起りうるというリスクを否定できません……チェルノブイリの教訓を過去のものとする事なく、「<u>転ばぬ先の杖</u>」としての守りの科学の重要性を普段から認識する必要がある。</p> |
| <p>③. 「放射能から子ども未来を守る」 9～10 頁</p> | <p>【<u>児玉龍彦東京大学アイソトープ総合センター長（以下、児玉教授という）による原発事故以前の山下アドバイザー発言の紹介</u>】 山下氏は、福島原発事故以前は、学会で、放射能を使うPETやCT検査の医療被曝については、<u>2ミリシーベルト程度の自然放射線と同じレベルについても、「医療被曝の増加が懸念される」と述べ</u> (※)、学問的には危険性を認め対応を勧めている。 (※)「正しく怖がる放射能の話」(長崎文献社)、「長崎医学会雑誌」(長崎大学) 81 特集号</p> |

①について、山下アドバイザーが危惧する《慢性持続性低線量被ばくの問題》とは、いうまでもなく100ミリシーベルト以下の低線量被ばくのことである。

他方、危機管理の基本原則について児玉教授は次のように述べている。「危機管理の基本とは、危機になったときに安全基準を変えてはいけないということです。安全基準を変えていいのは、安全性に関する重大な知見があったときだけ」(2011年11月25日「第4回低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」での発言〔21分～〕)

これによれば、原発事故以前の山下アドバイザーの発言は安全性に関する重大な知見がない限り、撤回・変更されるべきでない。しかし、山下アドバイザーはこれらの知見があるという説明も証明もなしに、原発事故以前の彼自身の発言と矛盾する100ミリシーベルト発言をくり返し表明した。この意味で、100ミリシーベルト発言は不合理であり、非科学的としか言いようがない。

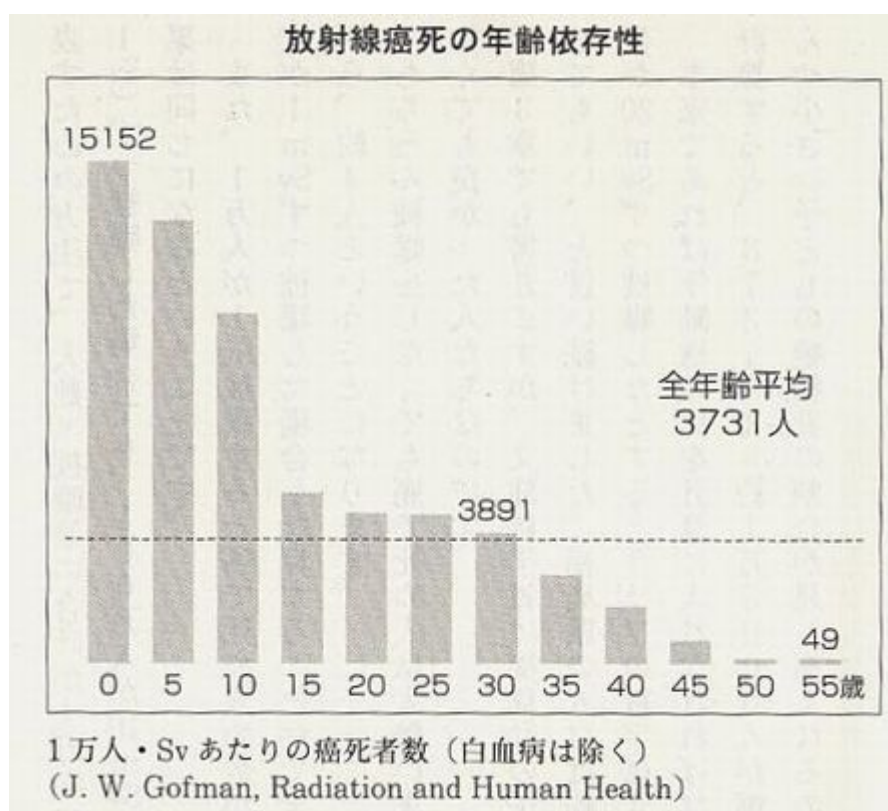
(2) 放射能による健康への影響について2（100 ミリシーベルト発言以外の問題発言）

山下アドバイザーは、放射能による健康への影響について、100ミリシーベルト発言以外にも以下の問題発言をした（甲C第9号証）。

| 日時・場所 | 発言 |
|--------------------|--|
| ①. 2011年3月20日記者会見 | <p>【飲料水から放射性ヨウ素が検出された問題】</p> <p>3月19日23時現在における数字は24ベクレル/kgであり、飲料水の基準値である300ベクレル/kgを大きく下回っております。また、放射性ヨウ素の半減期は8日と短く、短期間で希釈されますので、甲状腺が影響を受けるということは全くありません。</p> |
| ②. 2011年3月21日福島市講演 | <p>【放射線に対する感受性】</p> <p>人は二十歳を過ぎると放射線の感受性は殆どありません。もう限りなくゼロです。大人は放射線に対して感受性が殆どないということをもまず覚えてください。</p> <p>……放射線の影響は、実はニコニコ笑ってる人には来ません。クヨクヨしてる人に来ます。これは明確な動物実験でわかっています。</p> |

①について、飲料水の基準値であるヨウ素131の300ベクレル/kgは原発事故発生を受け、暫定的に2011年3月17日に基準値が定められたもので、それまでは飲料水基準がなかったため、WHOの基準（10ベクレル/L）を採用していた。つまり、3月16日までの基準なら24ベクレル/kgは明らかに悪影響ありとされた。また、「放射性ヨウ素の自然的性質により甲状腺が影響を受けるということは全くない」というのであればそもそも安定ヨウ素剤の服用の問題は生じる余地がない。

②の放射線に対する感受性については、物理学者・医学者のジョン W・ゴフマン「人間と放射線」(1981年)の研究がつとに知られている(下記のグラフ参照)。もし山下アドバイザーが知らなかったと言うのなら、怠慢としか言いようがない。「放射線の影響は、実はニコニコ笑ってる人には来ません。クヨクヨしてる人に来ます。」を聞いた一般市民は、笑うことで、放射線を撃退するか人体への侵入を防衛するかのように思い込み、すっかり安心してしまふ。これが科学の名に値する説明たり得ないことは明らかである。



小出浩章ほか「原発・放射能 子どもが危ない」25頁

(3) 放射能による健康への影響以外の分野のリスク評価

山下アドバイザーは医師であり、放射能による健康への影響に関する専門家であっても、それ以外の分野の専門家ではない。にもかかわらず、それ以外の分野についても、以下の通り、専門家のような口ぶりで誤った知見を表明した(甲C第9号証)。

| | |
|-------|----|
| 日時・場所 | 発言 |
|-------|----|

| | |
|-----------------------|---|
| ①. 2011年3月20日いわき市講演会 | 水素爆発が2度、3度くり返されました。しかしそのときに、まったく日本の原子炉からは放射性物質は漏れ出ていません。それほどすごい技術力があります、それはもう間違いがないことです。 |
| ②. 2011年4月5日日本財団主催の講演 | 福島第一原発の原子炉が今回の地震で損傷なく生き延び、日本の科学の粋をもって緊急炉心停止が行われたのは不幸中の幸い。……チェルノブイリの100分の1程度の放射性物質が環境中に放出されたと推測される…… |

4 山下アドバイザー発言の問題点3（リスク管理）

(1) 安定ヨウ素剤の配布の有無について

本来、安定ヨウ素剤の配布決定や避難基準・食品安全基準の設定等は、専門の研究者らによる科学的評価であるリスク評価の結果を踏まえて、行政主体が行なう行政措置であり、研究者でありアドバイザーにとどまる山下アドバイザーに依嘱された職務ではない。

しかるに、山下アドバイザーは、放射線健康リスク管理アドバイザー就任直後の記者会見で、安定ヨウ素剤の配布の有無について、次の通り、きっぱりと断言している（甲C第9号証）。

| 日時・場所 | 発言 |
|-------------------|--|
| ①. 2011年3月20日記者会見 | 【安定ヨウ素剤の配布の有無について】 この数値（毎時20マイクロシーベルト）で安定ヨウ素剤を今すぐ服用する必要はありません。 |

しかし、山下アドバイザーは、安定ヨウ素剤の配布について、原発事故以前、チェルノブイリ事故の直後、ソ連では安定ヨウ素剤は配布されず、そのため多くの子どもたちがのちに甲状腺がん等の病気になったのに対し、隣国ポーランドについて、次の通り述べていた。そうだとすれば、最低でも、これを参考情報としてアドバイスすべきであるのにそれ

をせず、それどころか、自分があたかも行政主体の中心であるかのような口ぶりで、配布の不要を語るのはアドバイザーとして明らかに権限を逸脱している。

| 日時・場所 | 発言 |
|--|--|
| ①. 甲 C 34 「放射線の 光と影」53 7頁左段1 行目 | ポーランドにも、同じように放射性降下物が降り注ぎましたが、環境モニタリングの成果を生かし、安定ヨウ素剤、すなわち、あらかじめ甲状腺を放射性ヨウ素からブロックするヨウ素をすばやく飲ませたために、その後、小児甲状腺がんの発症はゼロです。 |
| ②、甲 C 33 「被爆体験 を踏まえた 我が国の役 割」ラスト | 最後に、チェルノブイリの教訓を過去のものとすることなく、「転ばぬ先の杖」としての守りの科学の重要性を普段から認識する必要がある。 |

(2) リスク管理の基本について

山下アドバイザーは、リスク管理の基本について、次のように発言した（甲C第9号証。②は東日本大震災復興支援 第1回シンポジウム～長崎から福島へ～）。

| 日時・場所 | 発言 |
|--------------------------------|---|
| ①. 201 1年5月 3日二本 松市講演 | 日本政府がすべてを責任をとっていただければ一番すむことですが、責任は取れない、皆様方の命です。命の選択は我々個人個人が可能な限り選ばなくてははいけません。何もしないという選択もあります。しかし、それもリスクを伴います。何かをするということも当然リスクを伴うわけです。 |
| ②. 201 1年5月 20日東 京講演 | 現場に入り、そしてこの人たちに安心、安全をいかに説くかということ、安全ということはありません。しかし、安心をいかにしてパニックを抑えるかということが当初の目的でありました。 |

しかし、①は喫煙、飲酒といった個人が選択できるハザード（危害要因）と原子力災害や狂牛病といった巨大人災のため個人の選択の余地がないハザード（危害要因）の関係を間違えている。確かに喫煙、飲酒といった個人が選択できる危害要因なら《命の選択は我々個人個人が可能な限り選ばなくてはいけない》、すなわち我々一般市民が自己責任を負うのはその通りである。しかし、そもそも個人の選択の余地のない巨大人災の原子力災害にまで被害者である一般市民が自己責任を負う根拠はない。何よりもまず第1に救護の責任を負うのは加害者である国である。それを《日本政府は責任は取れない》と言って憚らないのはリスク管理の基本を理解していないと言うほかない。

また、②は安全と安心の関係を間違えている。通常、安全とは「具体的な危険が物理的に排除されている状態」（黒川清『食の安全と安心を守る』11頁。日本学術協力財団、2005年3月）という客観的状态のことを指すが、これに対し、安心とは一般市民の主観的状态について述べたものであり、「安全であって、なおかつ安全であることへの信頼感が存在する状態」のことである。それゆえ、たとえ客観的に安全であっても前述の信頼感がない場合には安心とはいえない。

ところが、山下アドバイザーは、客観的に安全ではない状態にもかかわらず、一般市民に「安全であることへの信頼感が存在する」として安心を得ようとするについて語っている。これは、客観的に安全ではないのに安全と思い込ませることであって、一般市民を欺くこと、詐欺にほかならない。たとえ《パニックを抑えるため》という動機であったとしても、それでこの欺きを正当化することはできない。パニックは山下アドバイザーの持論である、安全性について真実を伝え「正しく怖れること」を通じてのみ真の解決が実現するものだからである。

5 小括

- (1) 以上の通り、100 ミリシーベルト発言をはじめ山下アドバイザーの一連の発言は、それまで放射線の健康影響を憂慮し藁をもすがる思いでいた福島県民の多くをすつかりに安心させ、警戒心を解かせてしまい、県

民に無用な被ばくをさせることになった。

- (2) 他方で、少数ながら、これらの山下発言を「おかしい」と見抜いた福島の人たちはどのような感情を抱いたか、児玉教授は次のように紹介した。

《そのお医者さんの奥さんが「これはおかしい」と思ったのは、山下先生たちはチェルノブイリで牛乳を飲んだ子どもたちの甲状腺がんが増えたことを知っているし、医療用の放射線被曝の危険性についても著作で書かれている。そういう専門家の説明会だというのに、「放射線の影響は、ニコニコ笑っている人にはきません。クヨクヨしている人にきます」などと言っている。その瞬間に、地獄を見た思いがしたそうです。だって、チェルノブイリに4000人の子どもの甲状腺がんが出たと言い、それを調査するのに日本の研究者である自分たちも貢献しましたと書いているわけです。なのに、「大丈夫」ということを言うために、わざわざ福島までやって来ている。これはどういうことなんだろう？……》（「放射能から子どもの未来を守る」64頁）

さらに、山下アドバイザーの一連の発言を「おかしい」と怒った福島県民の中から、山下俊一氏を放射線リスク管理アドバイザーをはじめ全ての県の役職からの解任を求める県民署名（甲C第35号証）が起こり、次の抗議が表明された。

《親の立場から許しがたいのは山下氏が『大丈夫だ』『子どもを外で遊ばせていい』という発言をくりかえしたこと。彼を信じて子どもを外で遊ばせた親たちは今、わが子を被ばくさせてしまったことへの後悔と罪悪感で苦しんでいる。県民の健康影響を調査する検討委員に山下氏は最もふさわしくない。》（2011年6月20日記者会見で中手聖一氏の発言）

6 法律関係について

- (1) 「公権力の行使」について

国家賠償法1条の「公権力の行使」とは「全ての国家行為から純然たる私経済作用と国家賠償法2条に基づく公の営造物の設置または管理作用を除くすべての作用」と解されているから（古崎慶長「国家賠償法」

95頁ほか)、上記の山下アドバイザーの一連の発言(以下、山下発言という)が「公権力の行使」に含まれることは明らかである。

これを具体的に述べると以下の通りである。

福島県は、福島原発事故の発生に対し、総論として、原子力災害対策特別措置法(以下、原災法という)5条により、防災計画に沿って原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずる責務を負っている。さらに具体論として、福島県は原災法26条2項に基づき、同条1項に定める緊急事態応急対策(1号「情報の伝達」又は3号「被災者の保護に関する事項」)を行なう責務を負っている。その結果、福島県は県民に被ばくの危険についての情報提供をする責務がある。この情報提供の責務を果たすにあたって、その職務を放射線が健康に及ぼす影響の専門家である山下アドバイザーに委託して行わせたものである。従って、これが「公権力の行使」に該当するのは当然である。

(2) 「公務員」について

国家賠償法1条の「公務員」とは「公務員の職にある者だけでなく、給与・報酬の有無を問わず、一時的にでも公務を委託されてこれに従事する一切の者」をいう(注釈民報(19)(乾昭三)395頁)。従って、県放射線健康リスク管理アドバイザーが「公務員」であることは明らかである。

(3) 「違法性」について

県放射線リスクアドバイザーは、県民一人一人が被ばく問題について適切な選択をするために、個々の県民との関係で、放射線のリスクに関する情報を正しく伝える職務上の注意義務を負っている。しかるに、山下アドバイザーは、1～5で詳述した通り、2011年3月19日、福島県の放射線健康リスク管理アドバイザーに就任以来、この注意義務に違反し、放射線が健康に及ぼす影響について、100ミリシーベルト発言を初めとする明らかに不合理な科学的な知見を次から次へと県民に表明し、現実には、仙台高等裁判所が《チェルノブイリ原発事故後に児童

に発症したとされる被害状況に鑑みれば、福島第一原発付近一帯で生活居住する人々とりわけ児童生徒の生命・身体・健康について由々しい事態の進行が懸念される」と認定したとおり（甲B第29号証12～13頁。2013年4月24日決定）、重大な被ばくにより深刻な健康被害の発生が懸念されるにもかかわらず、くり返し「健康には影響がない」と断言し、安全であるかのように県民を欺いたものであり、これを信用した多くの県民が被ばくについての警戒心を解いたため、多くの県民とりわけ子どもたちが無用な被ばくを強いられた。その結果、通常、百万人に1人と言われる小児甲状腺がんは、原発事故から4年経過した本年6月30日現在、検査対象38万人の子どもたちのうち確定と疑いの両方で137人に達した（子どもの人口が福島県の約5倍のベラルーシで、チェルノブイリ事故後4年後の小児甲状腺がん患者数は18名だった。）。また、福島県の子どもたちは、小児甲状腺がん以外にも深刻な健康被害を蒙っている可能性が高い。

そして、山下発言を原発事故前の彼の発言・論文と対比したとき両者が正反対の内容となっていることから、山下発言は勘違いで済まされるものではなく、第5の2、3で詳述したとおり、「福島県がどんな深刻な放射能汚染状況であろうとも住民に健康被害はなく、避難の必要がないことを訴えること、つまり集団避難によって福島県が崩壊する事態防止をひたすら配慮し、県民の人命・健康は犠牲にしても福島県の経済復興の妨げになる要素をすべて取り除くこと」という目的に基づき、その目的実現のために用意周到に計画され準備された発言であって、その結果、回復不可能または回復困難な健康被害を蒙った県民とりわけ子どもたちに対する人権侵害という点において、山下発言は前例をみないほど悪質であり、その違法性の程度は、2012年6月、福島原発告訴団が山下アドバイザーを「誤った情報により住民の避難を妨害し、無用の被爆を生じさせたとして、業務上過失致傷罪で刑事告訴した」が（甲C第36号証33頁「人々を欺く医師の罪を問う」）、その被害の規模と組織的取り組みの点において一般刑事事件の枠組みには収まり切れず、1998年に「20世紀に何百万人もの子どもたち、女性及び男性が、人類

の良心に深い衝撃を与えた想像を絶する行為の犠牲になったことに留意して⁴」設立された国際刑事裁判所の場で、住民に対する広範かつ組織的な犯罪として裁かれる「人道に関する罪」⁵にも匹敵するほど重大である。

この意味で、2012年9月、ノーベル平和賞（1984年）を受賞した南アフリカのツツ元大主教は、

「イラクで失われた人命への責任を負う者は、（注：国際刑事裁判所が設置された）ハーグで現在、責任を問われているアフリカやアジアの指導者らと同じ道を歩むべきだ」

と述べ、ブレア元英首相とブッシュ前米大統領を2003年のイラク戦争開戦の刑事責任を問い、国際刑事裁判所に訴追するよう呼び掛けたが、山下発言も次のように呼びかけるに相応しいものである。

「福島で子どもたちの健康を脅威にさらした責任を負う者は、ハーグで現在、責任を問われているアフリカやアジアの指導者らと同じ道を歩むべきだ」

7 小括

以上から、山下発言が県民とりわけ子どもたちに無用な被ばくを強いた重大な違法なものであることは自明であり、被告福島県は国家賠償法1条の責任を免れない。

以 上

⁴「国際刑事裁判所に関するローマ規程」の次の前文参照。

「20世紀に何百万人も子どもたち、女性及び男性が、人類の良心に深い衝撃を与えた想像を絶する行為の犠牲になったことに留意し……」

「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪は、罰せられることなく放置されてはならないこと……を確認し、これらの犯罪を行なった者が処罰を免れることに終止符を打ち、もってそのような犯罪の防止に貢献することを決意して……以下の通り合意に達した。」

⁵その他の同様の性質を有する非人道的な行為であって、身体又は心身の健康に対して故意に重い苦痛を与え、又は重大な傷害を加えるもの（「国際刑事裁判所に関するローマ規程」7条1項ラスト）